



防犯こうち

NO 8

発行編集

高知県風俗環境浄化協会
〒780-0056
高知市北本町一丁目9番20号
電話088-875-9861
FAX 088-875-9862
HP <http://www.kochi-bouhan.jp>

風営法第13条第4項 苦情処理に関する帳簿の備え付け

苦情処理簿備え付けの目的

深夜における客による迷惑行為を防止し、良好な風俗環境を保全するためです。苦情処理簿の作成・保存は、深夜の迷惑行為について営業者が責任をもって対処していることを示す証拠となる。



●備え付け方法

午前0時以降に営業を営むときは、営業所ごとに備え付けて必要な事項を記載、最終を記載した日から起算して3年を経過する日まで保存、「直ちに表示できるとき」は電磁的方法の記録でもよい。

●記載内容

苦情を申し出た者の氏名及び連絡先
苦情の内容、原因究明の結果
弁明の内容、改善措置、担当した者

午前0時以降に営業する場合に講ずるべき迷惑行為防止措置
(規則第27条第1項)

- ① 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を表示した書面を掲示又は客に交付
- ② 営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼしてはならない旨を客に対して口頭で説明し、又は音声により知らせる
- ③ 泥酔した客に酒類を提供しない
- ④ 営業所内及びその周辺を定期的に巡視し、営業所の周辺において他人に迷惑を及ぼす行為を行い、又は行うおそれがある客の有無を確認
- ⑤ 上記④に規定する客がいる場合には、当該客に対し、行為を取りやめ、又はこれを行わないように求める

苦情処理簿

受 理 日 時	年 月 日 (曜日)午前・午後 時 分		
申 出 者	氏 名 等	年 齢 歳 男・女	
	連 絡 先	電話番号	
	住 所 等		
苦 情 内 容			
原 因 究 明 結 果			
苦情に対する当営 業 者 (所) の 弁 明			
改 善 措 置 等			
最 終 処 理 日 時	年 月 日 (曜日)午前・午後 時 分		
処 理 担 当 者			